

平成22年1月8日

第2144号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目 次

## 告 示

- 生活保護法による介護機関の指定（7・福祉政策課）……………1  
○都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（8・都市計画課）……………2

## 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（県民文化政策課）……………2  
○秋田県労働委員会委員の任命（雇用労働政策課）……………2  
○条件付き一般競争入札の実施（技術管理室）……………3  
○特定調達契約に係る落札者の決定（総務事務センター）……………4  
○土地改良区の役員の住所の変更の届出（北秋田地域振興局農林部）……………5  
○市営土地改良事業の施行の同意（雄勝地域振興局農林部）……………5

## 教育委員会規則

- 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（1・教育庁総務課）……………5  
○市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則（2・教育庁総務課）……………6

## 人事委員会規則

- 人事委員会規則7-0（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則……………7  
○人事委員会規則7-61（住居手当）の一部を改正する規則……………7  
○人事委員会規則7-62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則……………7  
○人事委員会規則7-107（平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料）の一部を改正する規則……………8

## 収用委員会告示

- 収用の裁決手続の開始の決定（7）……………10  
○土地収用事件の審理の開始（8）……………10

## 公営企業告示

- 公の施設の指定管理者の指定（1・公営企業課）……………10

## 告 示

## 秋田県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年1月8日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
指定短期入所生活介護 朝日のあたる家	有限会社 ケアプラン ナー横手 代表取締役	横手市赤坂字仁坂105-6	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成21年11月1日
菜康苑デイサービス南館	有限会社 てんぞ 代表 取締役	横手市平鹿町醍醐字道中57-3	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成21年7月1日

業康苑居宅介護支援事業所	有限会社 てんぞ 代表取締役	横手市平鹿町醍醐字道中57-3	居宅介護支援事業	平成21年7月1日
田沢観光株式会社	田沢観光株式会社 代表取締役	仙北市田沢湖生保内字水尻71-13	訪問介護、介護予防訪問介護	平成21年12月1日
サンホーム大石平指定短期入所生活介護事業所	社会福祉法人 小坂ふくし会 理事長	鹿角郡小坂町小坂字大石平30	介護予防短期入所生活介護	平成21年11月1日
グループホーム松峰園	株式会社 松峰園 代表取締役	山本郡八峰町峰浜水沢字下カッチキ台41番地58	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成21年11月1日
訪問介護ステーション松峰園	株式会社 松峰園 代表取締役	山本郡八峰町峰浜水沢字下カッチキ台41番地58	訪問介護、介護予防訪問介護	平成21年11月1日

### 秋田県告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年1月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 都市計画の種類及び名称  
角館都市計画道路（3・4・6号岩瀬北野線）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分 仙北市角館町岩瀬下夕野、菅沢及び菌田久保の各一部
- 3 都市計画の変更年月日 平成22年1月8日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年1月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 申請のあった年月日  
平成21年12月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ライフハンド
- 3 代表者の氏名  
菊地 公作
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田県秋田市八橋三和町8番20号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、広く高齢者に対するグループホーム等の在宅介護事業等と子育て支援活動を行い地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。
- 6 定款の変更内容  
事業

秋田県労働委員会労働者委員を、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12の規定により、次のとおり任命した。

平成22年1月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

第38期秋田県労働委員会委員を平成22年1月5日次のとおり任命した。  
任期は、労働組合法第19条の5の規定により、前任者の残任期間とする。

委 員	氏 名
労働者委員	東海林悟、今村行徳

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成22年1月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 業務名

平成21年度 建設資材価格市況調査（2月調査）業務委託

##### (2) 業務概要

平成22年4月以降適用の秋田県設計資材価格の基礎資料作成業務 1式

##### (3) 履行期限

平成22年3月26日まで

##### (4) 業務場所

別途指定する場所

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県内又は東北管内において本業務と同種（建設資材価格市況調査）を元請として完了させた実績があること。

(3) 管理技術者は、本業務と同種又は類似業務に従事した経歴を有する者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。

(5) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと。

(6) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

#### 3 設計図書等を示す場所等

(1) 本業務に係る設計図書、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010—8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算管理班（電話018—860—2419）

(2) 交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年1月8日（金）から同月15日（金）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

#### 4 入札執行の日時及び場所

平成22年1月18日（月）午後1時30分

秋田県庁 7階 71会議室

#### 5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

#### 6 その他

##### (1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札の無効

財務規則第166条に規定するところによる。

##### (3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成22年1月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1(1) 落札に係る物品の名称及び数量

県立学校学習ネットワークシステム（学校システム）【県北】 20式

(2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番2号

(3) 落札者を決定した日

平成21年11月26日

(4) 落札者の名称及び住所

株式会社 NTT東日本-秋田 秋田市中通四丁目4番4号

(5) 落札金額

20,947,500円

(6) 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

(7) 一般競争入札の公告を行った日

平成21年10月9日

2(1) 落札に係る物品の名称及び数量

県立学校学習ネットワークシステム（学校システム）【中央】 22式

(2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番2号

(3) 落札者を決定した日

平成21年11月26日

(4) 落札者の名称及び住所

株式会社 NTT東日本-秋田 秋田市中通四丁目4番4号

(5) 落札金額

25,042,500円

(6) 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

(7) 一般競争入札の公告を行った日

平成21年10月9日

3(1) 落札に係る物品の名称及び数量

県立学校学習ネットワークシステム（学校システム）【県南】 24式

(2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番2号

(3) 落札者を決定した日

平成21年11月26日

(4) 落札者の名称及び住所

株式会社 NTT東日本-秋田 秋田市中通四丁目4番4号

(5) 落札金額

23,499,000円

(6) 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

(7) 一般競争入札の公告を行った日

平成21年10月9日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大館市下川沿土地改良区から次のとおり役員の住所の変更の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年1月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理事の住所の変更

- 1 変更前 大館市餅田字前田7番地4 虻 川 良 逸
- 2 変更後 大館市立花字山田渡216番地 虻 川 良 逸

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、湯沢市から協議があった土地改良事業（川口地区基盤整備促進事業）の施行について、平成21年12月22日同意したので、同法第96条の2第7項の規定に基づき、公告する。

平成22年1月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月八日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

#### 秋田県教育委員会規則第一号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の六第二号を次のように改める。

一 職員の扶養親族たる者（条例第十四条第二項に規定する扶養親族で条例第十五条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに教育委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

第五十七条の十一第一項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「住宅の所有関係等」を「等」に改める。

別表第九の二の表中 「

34	35	36	37	37	38	38	39	39	40
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

」 を 「

33	34	34	35	35
----	----	----	----	----

」

36	36	37	38	39
----	----	----	----	----

 に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則別表第九の二の表の規定は、平成二十一年十二月一日から適用する。

（昇格の場合の号給に関する経過措置）

- 3 平成二十一年十二月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月八日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

## 秋田県教育委員会規則第二号

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則(平成十八年秋田県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第七号(中)「。以下「勤務時間条例」という。」を削り、同条中同号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第二号中「基準級より下位の職務の級に」を削り、同条に次の一号を加える。

七 施行日以後に平成十八年改正条例附則第七項の規定による給料を支給される職員でなくなった職員

第四条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以後に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(教育委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(前条第七号に掲げる職員(第一号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。))及び第一号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合(施行日以後にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、施行日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合。同号において同じ。))に同条第七号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。)には、その差額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第八項の規定による給料として支給する。

第四条第一項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、「(施行日以後にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、施行日の前日にこれらの異動が順次あつたものとした場合)」を削り、「相当する額」の下に「(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年秋田県条例第七十七号)の施行の日(以下この項及び次条第一項において「基準日」という。))において、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成十八年改正条例附則第七項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものに該当しない職員(以下この項及び次条第一項において「減額改定対象職員」という。))である者(基準日の翌日以後に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。))及び基準日の翌日以後に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて施行日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同項第二号を次のように改める。

一 降格をした場合(第六号に掲げる場合を除く。)) 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))から、降格をした日の前日を受けていた号給に対応する給料月額と降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

第四条第一項第三号中「第五号」を「第六号」に改め、「相当する額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))」を加え、同項第四号(中)「相当する額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額)」を加え、同号(中)「給料月額」の下に「に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))」を加え、同項第五号中「応じた額」の下に「に百分の九十九・七六を乗じて得た額」を加え、「当該額」を「当該応じた額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」に、「(その)」を「とし、その」に、「額」を「額とする。」に改める。

第五条第一項を次のように改める。

人事交流等職員(次項に規定する職員を除く。))であつて、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(教育委員会の定める職員にあつては教育委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以後に人事交流等職員となつた職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(第三条第七号に掲げる職員及び施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。))には、その差額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第九項の規定による給料として支給する。

第六条を削り、第七条を第六条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

人事委員会規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月八日

秋田県人事委員会委員長 柴田一宏

人事委員会規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七のオの表中

34	35	36	37	37	38	38	39	39	40
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

33	34	34	35	35
----	----	----	----	----

36	36	37	38	39
----	----	----	----	----

に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定は、平成二十一年十二月一日から適用する。

（経過措置）

- 3 平成二十一年十二月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における昇給の調整以外の事由によりその受ける昇給に異動のあつた職員（個別に人事委員会の承認を得て昇給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における昇給については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則七六一（住居手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月八日

秋田県人事委員会委員長 柴田一宏

人事委員会規則七六一（住居手当）の一部を改正する規則

規則七六一（住居手当）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

二 職員の扶養親族たる者（条例第十条第二項に規定する扶養親族で条例第十一条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

第七条第一項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「住宅の所有関係等に」を「等に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七六二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月八日

秋田県人事委員会委員長 柴田一宏

人事委員会規則七六二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

規則七六二（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「ある職員」の下に「（その日に減額改定対象職員（適用される給料表並びにその職務の級及び昇給がそれぞれ一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）附則第七項の表の給料表欄、職務の級欄及び昇給欄に掲げるものである職員、医療職給料表（若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号）第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員又は同条第一項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号）第七条第一項に規定

する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるもののいずれにも該当しない職員をいう。第四条第三項第二号において同じ。)であった者に限る。)」を加え、「に受けていた」を「受けていた給料及び」に、「に係る給料及び扶養手当」を「係る給料」に、「以下」を「以下この項において」に、「同条例」を「平成二十一年改正条例」に改め、「改正後の条例」の下に「の規定」を加え、「の規定によるものとした場合の」を「附則第七項から第九項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」に改め、同条第四項第一号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする」に改め、同項第二号中「前項各号」を「前項第一号から第三号まで」に、「現に」とあるのは、「」を「とあるのは、」に、「現に」とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする」に改め、同項第三号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする」に改め、同項第四号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする」に改める。

第四条第三項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項第四号中「ある職員」の下に「(その日に減額改定対象職員であった者に限る。)」を、「受けていた」の下に「給料及び」を加え、「及び扶養手当」を削り、「以下」を「以下この項において」に、「同条例」を「平成二十一年改正条例」に改め、「改正後の条例」の下に「の規定」を加え、「の規定によるものとした場合の」を「附則第七項から第九項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」に改め、同号を同項第二号とし、同条第四項第一号中「給与条例」を「条例」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする」に改め、同項第二号中「給与条例」を「条例」に、「前項各号」を「前項第一号」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする」に改め、同項第三号中「給与条例」を「条例」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする」に改め、同項第四号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七十一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部を改正する規則

規則七十一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第七号(中)「第九号及び」を「第八号並びに」に改め、「第四条第一項第四号」の下に「及び第五号」を加え、同条中同号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第二号中「基準級より下位の職務の級に」を削り、同条に次の一号を加える。

七 施行日以後に平成十八年改正条例附則第七項の規定による給料を支給される職員でなくなった職員

第四条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以後に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(前条第七号に掲げる職員(第一号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。))及び第一号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合(施行日以後にこれらの異動が二回以上あつた場合であつては、施行日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合。同号において同じ。))に同条第七号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。)には、その差額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第八項の規定による給料として支給する。

第四条第一項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、「(施行日以後にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、施行日の前日にこれらの異動が順次あつたものとした場合)」を削り、「相当する額」の下に「(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年秋田県条例第七十四号)の施行の日(以下この項及び次条第一項において「基準日」という。))において、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成十八年改正条例附則第七項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員、医療職給料表(若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年秋田県条例第百五十二号)第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員又は同条第一項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるものいずれにも該当しない職員(以下この項及び次条第一項において「減額改定対象職員」という。))である者(基準日の翌日以後に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。))及び基準日の翌日以後に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて施行日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同項第二号を次のように改める。

一 降格をした場合(第六号に掲げる場合を除く。)) 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))から、降格をした日の前日を受けていた号給に対応する給料月額と降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

第四条第一項第三号中「第五号」を「第六号」に改め、「相当する額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))」を加え、同項第四号(中)「相当する額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額)」を加え、同号(中)「給料月額」の下に「に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))」を加え、同項第五号中「応じた額」の下に「に百分の九十九・七六を乗じて得た額」を加え、「当該額」を「当該応じた額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」に、「(その)」を「とし、その」に、「額」を「額とする。」に改める。

第五条第一項を次のように改める。

人事交流等職員(次項に規定する職員を除く。))であつて、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあつては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以後に人事交流等職員となつた職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(第三条第七号に掲げる職員及び施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。))には、その差額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第九項の規定による給料として支給する。

第六条を削り、第七条を第六条とする。

附 則

この紙面は、左側の口から発行する。

## 収 用 委 員 会 告 示

### 秋田県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。  
平成22年 1 月 8 日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

- 1 起業者の名称  
秋田県 代表者 秋田県知事 佐竹 敬久
- 2 事業の種類  
角館都市計画道路事業 3・4・9号横町線及び3・4・2号大町通線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積
		登記簿上	現況	登記簿上	実測	
秋田県仙北市角館町横町	16番1	宅地	宅地	530.47㎡	547.03㎡	59.93㎡

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
谷口忠孝  
秋田県仙北市角館町水ノ目沢108番地1
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類	備考
株式会社谷口石油	秋田県仙北市田沢湖小松字城廻99番地の5	賃借権	

- 6 裁決手続の開始を決定した日  
平成21年12月21日

### 秋田県収用委員会告示第8号

秋田県収用委員会は、起業者秋田県から平成21年11月10日に申請のあった角館都市計画道路事業 3・4・9号横町線及び3・4・2号大町通線に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則（昭和51年秋田県収用委員会告示第1号）第6条の規定に基づき、公告する。

平成22年 1 月 8 日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

- 1 審理開始の期日 平成22年 2 月18日 午後1時30分
- 2 審理開始の場所 秋田市山王四丁目1番2号  
秋田地方総合庁舎 6階 総庁大会議室2

## 公 営 企 業 告 示

### 秋田県公営企業告示第1号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田工業用水道の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成22年 1 月 8 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定管理者の住所及び名称  
秋田市泉中央二丁目2番29号  
羽後ウォーター
- 2 指定の期間  
平成22年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで



発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目 1 番 1 号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目 5 番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目 5 番29号